② Have the qualification for participating in tenders for “offers of the labor” by J.H.F.A in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015 or have the qualification for participating in tenders for “offers of the labor” by single qualification of services for every ministry and agency in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015.

③ Satisfies criteria in the tender documentation

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 a.m. 22 July, 2015

⑻ Time-limit for tender : 4 : 00 p.m. 23, July, 2015

⑼ Contact point for the notice : Shimada and Joyama, Contract Section, Accounting Group, Office of Accounting, Finance and Accounting Department, J.H.F.A 1―4―10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo, 112―8570, Japan TEL 03―5800―8053

⑽ Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system http://www.jhf.go.jp/financial/tender/index.html

入札公告の訂正

平成27年6月2日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
本部総務部長　柳澤　　武

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

1　掲載日　平成27年5月1日（号外政府調達第82号）

2　訂正内容26ページ1段目の入札公告中、1⑵中、「⑯乳房X線撮影装置（第1区分）3式」を「⑯乳房X線撮影装置（第1区分）2式」に、1⑵中、「⑲外科用X線撮影装置（第2区分）3式」を「⑲外科用X線撮影装置（第2区分）2式」に、1⑸中、納入場所「独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の各病院（43病院）」を「独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の各病院（41病院）」に、2⑶中、「⑲北海道、東海・北陸、九州・沖縄」を「⑲北海道、九州・沖縄」に、5⑶中、「⑯Digital X-rays equipment to Mammography system (group 1) 3 sets」を「⑯Digital X-rays equipment to Mammography system (group 1) 2 sets」に、5⑶中、「⑲Surgical Carm (group 2) 3 sets」を「⑲Surgical Carm (group 2) 2 sets」に、5⑸中、Delivery place : 「National Hospital Organization, Japan Labour Health and Welfare Organization and Japan Community Health care Organization 43 hospitals」を「National Hospital Organization, Japan Labour Health and Welfare Organization and Japan Community Health care Organization 41 hospitals」にそれぞれ訂正いたします。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成27年6月2日
日本年金機構本部　調達部長　及川　　裕

◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13

1　掲載日
平成27年4月28日（号外政府調達第80号）

2　訂正内容　第5号17ページ1段6行目「※応札希望者は、業務説明会に参加することを必須条件とするので、上記3⑴にて入札説明書及び仕様書を受領し持参のうえ参加すること。」を、「※上記3⑴にて入札説明書及び仕様書を受領し持参のうえ参加すること。」に訂正する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年6月2日
支出負担行為担当官
九州農政局長　井上　　明

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43

1　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁（6工区）建設工事
⑶ 工事場所　鹿児島県大島郡知名町大字余多地内
⑷ 工事内容　本工事は、沖永良部土地改良事業計画に基づき、地下ダム止水壁工事の施工を行うものである。止水壁工　1式　仮設工　1式
⑸ 工期　平成29年11月28日まで
⑹ 使用する主要な資機材　生コンクリート　1式、高炉セメント　1式、調整スラグ　1式、フライアッシュ　1式、ベントナイト　1式
⑺ 下記内容の対象工事である。
① 提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
② 契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。但し、契約後ＶＥは入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。
③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
④ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出・受領に関わる確認及び入札を原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、従来の紙入札方式による承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。
⑤ 入札説明書等を電子入札方式からダウンロードする適用工事である。なお、電子入札方式からダウンロードできない状況にある者は、下記4の⑵のとおり配布する。
⑥ 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑦ 社会保険未加入業者の確認
入札届出の義務【①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務】を履行している建設業者であるかの確認を行うため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書の写しを申請書及び資料の提出時に提出すること。

2　競争参加資格
⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶ 九州農政局における「土木一般工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記2の⑶の再認定を受けた者を除く。
⑸ 九州農政局における「土木一式工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が、1,250点以上であること。（上記2の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑹ 施工実績
① 平成12年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、構成員のうち1者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上のものに限る。
② 同種工事とは、原位置撹拌工法による止水壁、土留壁等の柱列式地下連続壁工事とする。なお、工事規模は掘削深度41m以上とする。また、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。